

令和4年11月7日
薬生食監発1107第2号

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公印省略)

ナシフグの取扱いについて

標記については、平成28年3月29日付け生食監発第0329第1号「ナシフグの取扱いについて」により岡山県、岡山市及び倉敷市のナシフグの取扱い要綱等をお知らせしたところですが、今般、「岡山県ふぐ処理等規制条例」の改正に伴う条ずれ及び文言の整理等により、岡山県、岡山市及び倉敷市において、別添のとおり、それぞれ改正されたのでご了知願います。

